

の需要の平準化並びにエネルギーの使用の抑制のために必要な措置を講ずるとともに、府が所有し、管理し、又は占有する建築物について、建築物の環境配慮のために必要な措置を講ずるものとする。

- 4 府は、事業者及び府民による温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化並びに建築物の環境配慮に関する取組並びに建築主等による建築物の環境配慮に関する取組の促進を図るため、第一項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(建築主等の責務)

第五条 建築主は、その建築等（新築等、建築物の修繕若しくは模様替又は建築物への空調設備等（建築物省エネルギー法第二条第二号に規定する空調設備等をいう。以下同じ。）の設置若しくは建築物に設けた空調設備等の改修をいう。）をしようとする建築物について、建築物の所有者、管理者又は占有者は、その所有し、管理し、又は占有する建築物について、建築物の環境配慮のために適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 建築主等は、府が実施する建築物の環境配慮に関する調査に協力する責務を有する。

- 3 前二項に定めるもののほか、建築主等は、府が実施する建築物の環境配慮に関する施策に協力する責務を有する。

(建築主の環境配慮義務)

第十六条 建築主は、建築物環境配慮指針に基づき、建築物の環境配慮のための適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 3 2 (略)

3 建築物（新築等に係る部分に規則で定める非住宅部分（建築物省エネルギー法第十一条第一項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）を有するものに限る。）の新築等をしようとする者は、当該建築物（非住宅部分に限る。）又は増築若しくは改築に係る当該規則で定める非住宅部分を有する建築物の部分（非住宅部分に限る。）を建築物とみなしたものが建築物省エネルギー法第三十条第一項第一号に掲げる基準に適合するよう、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置を講じなければならない。

4 建築物（特定増改築（建築物省エネルギー法附則第三条第一項に規定する特定増改築をいう。以下同じ。）に係る部分に規則で定める非住宅部分を有するものに限る。）の特定増改築をしようとする者は、当該建築物又はその部分（当該規則で定める非住宅部分を有する部分に限る。）を建築物とみなしたものが建築物エネルギー消費性能基準（建築物エネルギー法第二条第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。）に適合するよう、建築物に設ける空調設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置を講じなければならない。

の需要の平準化並びにエネルギーの使用の抑制のために必要な措置を講ずるとともに、府が設置し、又は管理する建築物について、環境への配慮のために必要な措置を講ずるものとする。

- 4 府は、事業者及び府民による温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化並びに建築物の環境配慮に関する取組並びに建築主による建築物の環境配慮に関する取組の促進を図るため、第一項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(建築主の責務)

第五条 建築主は、建築物の環境配慮に関する情報の提供、建設工事時における環境への負荷の低減の取組その他の建築物の環境配慮のために適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 建築主は、府が実施する建築物の環境配慮に関する調査に協力する責務を有する。

- 3 前二項に定めるもののほか、建築主は、府が実施する建築物の環境配慮に関する施策に協力する責務を有する。

(建築主の環境配慮義務)

第十六条 建築物の新築等をしようとする者は、建築物環境配慮指針に基づき、建築物の環境配慮のための適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 3 2 (略)

3 規則で定める規模以上の規則で定める建築物の新築等をしようとする者は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律第七十三条第一項の判断の基準となるべき事項に基づき、当該建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び当該建築物に設ける空調設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置を講じなければならない。

5 | い。
前二項の規定は、居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより空気調和設備を設ける必要がないものとして規則で定める用途に供する建築物又は建築物の部分については、適用しない。

6 | 特定建築主は、特定建築物の新築等に当たつて、建築物環境配慮指針に基づき、建築物の環境配慮のために講じようとする措置を評価しなければならない。

(建築物環境計画書の作成等)

第十七条 (略)

一―四 (略)

五 | 前条第六項の規定による評価の結果

六 (略)

2・3 (略)

(建築物環境計画書の変更の届出)

第十八条 前条第一項の規定による届出をした者(特定建築物が譲り渡された場合にあつては、譲り受けた者。次項において同じ。)は、同項の工事が完了するまでに当該届出に係る同項第一号又は第二号に掲げる事項を変更したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 | 前条第一項の規定による届出をした者は、同項の工事が完了するまでに当該届出に係る同項第三号から第五号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

3 | 前条第二項及び第三項の規定は、前二項の規定による届出について準用する。

(建築物環境性能表示の表示)

第二十一条 特定建築主(特定建築物が譲り渡された場合にあつては、譲り受けた者)(特定建築主又は譲り受けた者と当該特定建築物の管理者が異なる場合にあつては、管理者)(以下「特定建築主等」という。)は、特定建築物(第十七条第一項第四号に規定する措置の評価をした建築物の部分に限る。第二十五条において同じ。)の販売又は賃貸について、第十七条第一項の工事の完了後三年間規則で定める方法により広告をするとき(特定建築物の販売又は賃貸の代理又は媒介をする者(以下「販売等受託者」という。)が広告をするときを含む。)は、当該広告に同項第五号の評価の結果の要旨を記載した標章(以下「建築物環境性能表示」という。)を表示しなければならない。

(表示の届出)

第二十三条 特定建築主等は、第二十一条の広告に建築物環境性能表示を最初に表示したとき(販売等受託者が建築物環境性能表示を最初に表示したときを含む。)は、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

5 | い。
前二項の規定は、居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより空気調和設備を設ける必要がないものとして規則で定める用途に供する建築物又は建築物の部分については、適用しない。

6 | 特定建築主は、特定建築物の新築等に当たつて、建築物環境配慮指針に基づき、建築物の環境配慮のために講じようとする措置を評価しなければならない。

(建築物環境計画書の作成等)

第十七条 (略)

一―四 (略)

五 | 前号に規定する措置の評価結果

六 (略)

2・3 (略)

(建築物環境計画書の変更の届出)

第十八条 前条第一項の規定による届出をした者は、同項の工事が完了するまでに当該届出に係る同項第一号から第五号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更については、この限りでない。

2 | 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(建築物環境性能表示の表示)

第二十一条 特定建築主は、特定建築物(当該特定建築物の部分を含む。第二十五条において同じ。)の販売又は賃貸について、規則で定める方法により広告をするとき(特定建築物の販売又は賃貸の代理又は媒介をする者(以下「販売等受託者」という。)が広告をするときを含む。)は、当該広告に第十七条第一項第五号の評価結果の要旨を記載した標章(以下「建築物環境性能表示」という。)を表示しなければならない。

(表示の届出)

第二十三条 特定建築主は、第二十一条の広告に建築物環境性能表示を最初に表示したとき(販売等受託者が建築物環境性能表示を最初に表示したときを含む。)は、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 らない。
(略)

(表示の変更の届出)

第二十四条 前条第一項の規定による届出をした者(特定建築物が譲り渡された場合にあつては、譲り受けた者)(特定建築主又は譲り受けた者と当該特定建築物の管理者が異なる場合にあつては、管理者)は、前条第一項の規定による届出に係る建築物環境性能表示の記載事項の変更をした場合において、当該変更後の建築物環境性能表示を最初に表示したとき(販売等受託者が当該変更後の建築物環境性能表示を最初に表示したときを含む。)は、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならぬ。

2 (略)

(建築物の環境配慮に係る措置の評価の結果の説明)

第二十五条 特定建築主等(販売等受託者を含む。)は、当該特定建築主等に係る特定建築物を購入し、又は賃借しようとする者に対し、第十七条第一項第五号の評価の結果の内容を説明するよう努めなければならない。

(指導及び助言)

第二十六条 知事は、特定建築主等が建築物の環境配慮を図るために必要があると認めるときは、当該特定建築主等に対し、建築物環境計画書又は建築物環境性能表示の内容について、指導又は助言を行うことができる。

(市町村の条例との調整)

第二十七条 建築物の環境配慮に関して、この条例と同等以上の効果が得られるものとして知事が認める内容を有する条例を制定している市町村であつて規則で定めるところにより指定するものの区域については、第十六条から第二十一条まで、第二十三条から前条まで及び第三十八条から第四十条までの規定は、適用しない。

(適用除外)

第二十八条 この章の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

- 一 法令、大阪府文化財保護条例(昭和四十四年大阪府条例第五号)又は市町村の文化財保護に関する条例その他の規程の定める現状変更の規制及び保存のための措置その他の措置がとられている建築物であつて規則で定めるもの
- 二 仮設の建築物であつて規則で定めるもの

第四章 (略)

第二十九条―第三十一条 (略)

(エネルギーの使用の抑制等に関する情報の交換の促進)

2 い。
(略)

(表示の変更の届出)

第二十四条 特定建築主は、前条第一項の規定による届出に係る建築物環境性能表示の記載事項の変更をした場合において、当該変更後の建築物環境性能表示を最初に表示したとき(販売等受託者が当該変更後の建築物環境性能表示を最初に表示したときを含む。)は、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならぬ。

2 (略)

(建築物の環境配慮に係る措置の評価結果の説明)

第二十五条 特定建築主(販売等受託者を含む。)は、当該特定建築主に係る特定建築物を購入し、又は賃借しようとする者に対し、第十七条第一項第五号の評価結果の内容を説明するよう努めなければならない。

(指導及び助言)

第二十六条 知事は、特定建築主が建築物の環境配慮を図るために必要があると認めるときは、当該特定建築主に対し、建築物環境計画書の内容について、指導又は助言を行うことができる。

(市町村の条例との調整)

第二十七条 建築物の環境配慮に関して、この条例と同等以上の効果が得られるものとして知事が認める内容を有する条例を制定している市町村であつて規則で定めるところにより指定するものの区域については、第十六条から第二十一条まで、第二十三条から前条まで及び第三十七条から第三十九条までの規定は、適用しない。

第四章 (略)

第二十八条―第三十条 (略)

(エネルギーの使用の抑制等に関する情報の交換の促進)

第三十二条 府は、府、市町村、府民、事業者及びエネルギー供給事業者相互間の第二十九条の情報、第二十条第一項及び前条第一項の規定による届出の内容その他電気の需給に関する情報及び意見の交換が促進されるための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

第三十三条・第三十四条 (略)

(教育及び学習の振興等)

第三十五条 府は、市町村と連携して、温暖化の防止に関し、事業者、建築主等及び府民の理解を深めるため、教育及び学習の振興並びに啓発活動及び広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

第三十六条・第三十七条 (略)

(報告の徴収)

第三十八条 (略)

一・二 (略)

三 第三十条第一項の規定による届出をした小売電気事業者等 電気の需給についての対策に係る措置

四 第三十二条第一項の規定による届出をした者 発電設備の設置及び運転に係る措置

(勧告)

第三十九条 知事は、第九条第一項、第十条第二項若しくは第十一条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項若しくは第二項、第十九条第一項、第二十条第二項、第二十三条第一項若しくは第二十四条第一項、第三十条第一項若しくは第三十一条第一項若しくは第三十三条第一項若しくは第三十四条第一項の規定による届出をすべき者が、正当な理由なく当該届出をせず、若しくは虚偽の届出をしたとき、又は第二十一条の規定による表示をすべき者が、表示をせず、虚偽の表示をし、若しくは建築物環境性能表示基準に適合しない表示をしたときは、その者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

第四十条 (略)

(事務処理の特例)

第四十一条 (略)

一 第十七条第二項、第十八条第一項及び第二項、第十九条第二項、第二十条第一項、第二十三条第一項並びに第二十四条第一項の規定による届出の受理に関する事務

二 第十七条第二項(第十八条第三項において準用する場合を含む)、第十九条第二項(第二十条第二項において準用する場合を含む)及び第二十三条第二項(第二十四条第二項において準用する場合を含む)の規定による公表に関する事務

三 (略)

四 第三十八条の報告及び資料の徴収に関する事務(同条第二号に定める措置に係るも

第三十一条 府は、府、市町村、府民、事業者及びエネルギー供給事業者相互間の第二十八条の情報、第二十九条第一項及び前条第一項の規定による届出の内容その他電気の需給に関する情報及び意見の交換が促進されるための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

第三十二条・第三十三条 (略)

(教育及び学習の振興等)

第三十四条 府は、市町村と連携して、温暖化の防止に関し、事業者、建築主及び府民の理解を深めるため、教育及び学習の振興並びに啓発活動及び広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

第三十五条・第三十六条 (略)

(報告の徴収)

第三十七条 (略)

一・二 (略)

三 第二十九条第一項の規定による届出をした小売電気事業者等 電気の需給についての対策に係る措置

四 第三十二条第一項の規定による届出をした者 発電設備の設置及び運転に係る措置

(勧告)

第三十八条 知事は、第九条第一項、第十条第二項若しくは第十一条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項、第十九条第一項、第二十条第一項、第二十三条第一項若しくは第二十四条第一項、第二十九条第一項若しくは第三十条第一項若しくは第三十二条第一項若しくは第三十三条第一項の規定による届出をすべき者が、正当な理由なく当該届出をせず、若しくは虚偽の届出をしたとき、又は第二十一条の規定による表示をすべき者が、表示をせず、虚偽の表示をし、若しくは建築物環境性能表示基準に適合しない表示をしたときは、その者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

第三十九条 (略)

(事務処理の特例)

第四十条 (略)

一 第十七条第二項、第十八条第一項、第十九条第一項、第二十条第一項、第二十三条第一項及び第二十四条第一項の規定による届出の受理に関する事務

二 第十七条第二項(第十八条第二項において準用する場合を含む)、第十九条第二項(第二十条第二項において準用する場合を含む)及び第二十三条第二項(第二十四条第二項において準用する場合を含む)の規定による公表に関する事務

三 (略)

四 第三十七条の報告及び資料の徴収に関する事務(同条第二号に定める措置に係るも

<p>のに限る。)</p> <p>五 第三十九条の規定による勧告に関する事務(第一号に掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p>六 (略)</p> <p>第四十二条 (略)</p>
--

<p>のに限る。)</p> <p>五 第三十八条の規定による勧告に関する事務(第一号に掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p>六 (略)</p> <p>第四十一条 (略)</p>
--

第二条 大阪府温暖化の防止等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(建築主の環境配慮義務)</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>41 建築物(新築等に係る部分に規則で定める住宅部分(建築物省エネルギー法第十一条第一項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。)を有するものに限る。)の新築等をしようとする者は、当該建築物(住宅部分に限る。)又は増築若しくは改築に係る当該規則で定める住宅部分を有する建築物の部分(住宅部分に限る。)を建築物とみなしたものが建築物エネルギー消費性能基準(建築物省エネルギー法第二条第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。以下同じ。)に適合するよう、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置を講じなければならない。</p> <p>51 建築物(特定増改築(建築物省エネルギー法附則第三条第一項に規定する特定増改築をいう。以下同じ。)に係る部分に規則で定める非住宅部分を有するもの又は新築等に係る部分に規則で定める住宅部分を有するものに限る。)の新築等をしようとする者は、当該建築物又はその部分(当該規則で定める非住宅部分又は住宅部分を有する部分に限る。)を建築物とみなしたものが建築物エネルギー消費性能基準に適合するよう、建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置を講じなければならない。</p> <p>61 前三項の規定は、居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより空気調和設備を設ける必要がないものとして規則で定める用途に供する建築物又は建築物の部分については、適用しない。</p> <p>71 (略)</p> <p>(建築物環境性能表示の表示)</p> <p>第二十一条 特定建築主は、第十七条第一項の工事の現場の見やすい場所に、同項第五号の評価の結果の要旨を記載した標章(以下「建築物環境性能表示」という。)を表示しなければならない。</p> <p>21 特定建築主(特定建築物が譲り渡された場合</p>	<p>(建築主の環境配慮義務)</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>41 建築物(特定増改築(建築物省エネルギー法附則第三条第一項に規定する特定増改築をいう。以下同じ。)に係る部分に規則で定める非住宅部分を有するものに限る。)の特定増改築をしようとする者は、当該建築物又はその部分(当該規則で定める非住宅部分を有する部分に限る。)を建築物とみなしたものが建築物エネルギー消費性能基準(建築物省エネルギー法第二条第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。以下同じ。)に適合するよう、建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置を講じなければならない。</p> <p>51 前三項の規定は、居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより空気調和設備を設ける必要がないものとして規則で定める用途に供する建築物又は建築物の部分については、適用しない。</p> <p>61 (略)</p> <p>(建築物環境性能表示の表示)</p> <p>第二十一条 特定建築主(特定建築物が譲り渡さ</p>

にあつては、譲り受けた者）（特定建築主又は譲り受けた者と当該特定建築物の管理者が異なる場合にあつては管理者）（以下「特定建築主等」という。）は、特定建築物（第十七条第一項第四号に規定する措置の評価をした建築物の部分に限る。第二十五条において同じ。）の販売又は賃貸について、第十七条第一項の工事の完了後三年間規則で定める方法により広告をするとき（特定建築物の販売又は賃貸の代理又は媒介をする者（以下「販売等受託者」という。）が広告をするときを含む。）は、当該広告に建築物環境性能表示を表示しなければならない。

（表示の届出）

第二十三条 特定建築主等は、第二十一条第二項の広告に建築物環境性能表示を最初に表示したとき（販売等受託者が建築物環境性能表示を最初に表示したときを含む。）は、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 （略）

（勧告）

第三十九条 知事は、第九条第一項、第十条第二項若しくは第十一条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項若しくは第二項、第十九条第一項、第二十条第二項、第二十三条第一項若しくは第二十四条第一項、第二十条第一項若しくは第三十一条第一項若しくは第三十三条第一項若しくは第三十四条第一項の規定による届出をすべき者が、正当な理由なく当該届出をせず、若しくは虚偽の届出をしたとき、又は第二十一条第一項若しくは第二項の規定による表示をすべき者が、表示をせず、虚偽の表示をし、若しくは建築物環境性能表示基準に適合しない表示をしたときは、その者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

れた場合にあつては、譲り受けた者）（特定建築主又は譲り受けた者と当該特定建築物の管理者が異なる場合にあつては管理者）（以下「特定建築主等」という。）は、特定建築物（第十七条第一項第四号に規定する措置の評価をした建築物の部分に限る。第二十五条において同じ。）の販売又は賃貸について、第十七条第一項の工事の完了後三年間規則で定める方法により広告をするとき（特定建築物の販売又は賃貸の代理又は媒介をする者（以下「販売等受託者」という。）が広告をするときを含む。）は、当該広告に同項第五号の評価の結果の要旨を記載した標章（以下「建築物環境性能表示」という。）を表示しなければならない。

（表示の届出）

第二十三条 特定建築主等は、第二十一条の広告に建築物環境性能表示を最初に表示したとき（販売等受託者が建築物環境性能表示を最初に表示したときを含む。）は、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 （略）

（勧告）

第三十九条 知事は、第九条第一項、第十条第二項若しくは第十一条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項若しくは第二項、第十九条第一項、第二十条第二項、第二十三条第一項若しくは第二十四条第一項、第二十条第一項若しくは第三十一条第一項若しくは第三十三条第一項若しくは第三十四条第一項の規定による届出をすべき者が、正当な理由なく当該届出をせず、若しくは虚偽の届出をしたとき、又は第二十一条の規定による表示をすべき者が、表示をせず、虚偽の表示をし、若しくは建築物環境性能表示基準に適合しない表示をしたときは、その者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 第一条の規定の施行の前日に同条の規定による改正前の大阪府温暖化の防止等に関する条例第十七条第一項の規定による届出をした者が同条例第二条第十号に規定する新築等をしようとする建築物であつて同条例第十六条第三項に規定するものについては、第一条の規定による改正後の大阪府温暖化の防止等に関する条例第十六条第三項及び第四項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。